

聖籠町地域クラブ活動の遠征における安全確保に関するガイドライン

聖籠町教育委員会

1 本ガイドラインの趣旨

令和8年5月6日、部活動の遠征のためのバスによる移動中に生徒に死傷者が出る重大な事故が発生した。決してあってはならない事故が起きてしまったことは極めて遺憾なことである。

生徒の安全確保が何より重要であり、このような痛ましい重大な事故を二度と発生させることのないよう、部活動及び地域クラブ活動の実施に当たっては、遠征先等への移動をはじめ、各関係者が連携して、事故防止等に取り組む必要がある。

部活動及び地域クラブにおける安全確保については、「聖籠町学校部活動及び地域クラブ活動ガイドライン」において定めているところである。

今般の事故を受け、地域クラブの遠征における自動車による移動の安全確保の徹底が図られるよう「聖籠町地域クラブ活動の遠征における安全確保に関するガイドライン」を策定する。

2 定義

本ガイドラインにおいて、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「遠征」とは、距離に関わらず、通常の活動場所以外で地域クラブ活動を行うため、生徒を引率して移動する活動をいう。
- (2) 「通常の活動場所」とは、当該地域クラブ活動において日常的に活動している施設その他の継続的に使用している活動場所をいう。

3 安全確保のための今後の対策

地域クラブ活動における遠征や遠距離の会場における大会・コンクールへの参加を含め、生徒の移動の安全確保に万全を期すこと。

今後、安全対策の実効性を高めるため、地域クラブ活動の運営団体（町教育委員会社会教育課）・実施主体（各地域クラブ）の組織としてのガバナンス（統治、管理：担当者任せにせず、組織として対応に当たることなど）の徹底や実施主体及び事業者の間で契約の透明化・文書化、運転者や自動車の適切な手配、地域クラブ活動のスタッフ・指導者等の同乗、安全意識の啓発・研修などが重要である。

また、事故防止に関する対応方針や事故発生時の緊急時における連絡体制、対応方法等について定めている「危機管理対策（事故防止）」（社会教育課 令和8年6月改訂）に即した必要な対応が確実に行われるよう、事前に関係者間で十分な共通認識を図ること。

また、各地域クラブの緊急時における連絡体制（保護者の連絡先等）及び事故発生時の対応について事前に保護者等含めて共有しておくこと。

4 遠征の必要性、移動手段の検討や計画について

特に長距離や長時間にわたる移動が必要となる遠征については、実施することが必要かどうか、その必要性、移動手段について検討するとともに、以下の点に留意すること。

- ア 実施する場合には、無理のない移動（移動距離、運行時間、運転者の負担等）を計画し、生徒の安全確保について万全を期すこと。
- イ 利用可能な範囲で、公共交通機関等を利用することも含めて移動手段を検討すること。
- ウ 概ね100km以上の移動については、原則、公共交通機関及び貸切バス等の営業用自動車を利用する。
- エ 遠征を行う場合には、事前に移動方法や保護者に負担を求める費用等について保護者に連絡すること。

5 適切な事業者選定と契約の透明化・文書化

- ア 交通事業者等を利用する際、法令に基づく許可又は登録等を受けていることを確認するとともに、貸切バス事業者安全性評価認定制度等を参考にするなど、適切に交通事業者等を選定すること。
- イ 事業用自動車（いわゆる緑ナンバーの車両）、レンタカーに限らず、当該自動車の利用前に、見積書、契約書等の書面により契約内容（契約主体、内容等）を明確化すること。契約に関するこれらの書面については整理して保存しておくこと。
- ウ 契約内容等の書面での確認に当たっても、担当者任せにせず、代表者を中心として組織として対応に当たること。
- エ 乗車当日もナンバープレートの色（いわゆる緑ナンバー）等を乗車前に確認すること。
- オ 貸切バスやタクシーを利用する場合、貸切バスやタクシーによる運送の依頼であることを明確に伝えた上で、上記4ア、イを行い適切に契約すること。また、事業者から運送引受書の交付を受け、記載内容に問題がないか確認すること。旅行会社を介して貸切バスを手配した場合は、貸切バス事業者の名称及び運送事業許可の有無について、運送引受書ではなく、旅行契約書面及び最終旅行日程表等への記載等により明示されることから、これにより契約内容を明確化すること。以下、本文書において同じ。
- カ レンタカーを利用する場合
 - ① レンタカー事業者以外の事業者（交通事業者等以外の事業者を含む）に依頼しない（ただし、例えばレンタカー付き宿泊プランを利用するなど、法令上の登録を受けた旅行業者及び旅行業者代理業者を介してレンタカーを手配する場合を除く）。地域クラブ自らが借受人となってレンタカー事業者と契約を行い、契約内容を明示した貸渡証を受領し、当日携行すること。

- ② 運転者を、車両を貸し出す事業者に依頼して手配してもらうことはできない。
また、指導による疲労等を考慮し、指導者の運転は避けること。
- ③ レンタカー契約に際して、借り受ける自動車を実際に運転する可能性がある
全ての者を貸渡契約に運転者として明記する。
また、マイクロバスを借り受ける場合における運行期間又は行先及び利用者
人数並びに使用目的等をはじめ必要事項を網羅的かつ適切にレンタカー事業者
に申請すること。
- ④ 運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約
款を遵守すること。

6 遠征計画書兼承認申請書の提出について

通常の活動場所を離れ移動が必要となる遠征を実施する場合、下記により書面を提出し事前承認を得ること。

ア 出発日の一週間前までに、別紙様式の遠征計画書兼承認申請書を社会教育課へ提出すること。また、生徒の保護者、聖籠中学校に対して書面等により事前に連絡すること。

イ 別紙様式で作成し、ファイルにパスワードをかけてメールで提出する。
パスワードを別途連絡すること。

メールアドレス e-syakai@town.seiro.niigata.jp

ウ 計画の書面には、引率を行う日程・行程、引率する生徒（人数・氏名）、引率者、移動手段、生徒が乗車する車両への同乗者、保護者の費用負担、緊急連絡先を記載すること。

レンタカーを利用する場合は、運転者、使用する自動車（定員数、管理者）も記載すること。

エ レンタカーを利用する場合は、別添の「安全管理チェックシート」を、「事前確認用」は計画書に添付して、「当日確認用」は遠征の実施後に提出すること。写真やPDF文書でメールに添付する。

オ バス会社の場合は契約関係書類として運送引受書の写しを、旅行会社等の場合は旅行契約書面及び最終旅行日程表等の写しを計画書に添付する。写真やPDF文書でメールに添付する。

7 移動手段、運転体制等の留意点

(1) 移動手段、安全管理の確認

ア レンタカーを利用する場合

- ① 別添の「安全管理チェックシート」を参考に、事前に遠征計画や運転者の資格等及び自動車の安全性の確認（自動車損害賠償責任保険、任意保険への加入等含む）を行う。また、当日出発前には、遠征の実施や運転者及び自動車の状況に関する確認を確実に行うこと。

② 地域クラブ自らの責任において、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等に直接依頼し、適切に契約すること。（「関係法令で認められている事業者等」とは、自家用自動車管理業を行っている事業者や国による許可を受けて労働者派遣事業又は職業紹介事業を行っている事業者等を指す。）

③ 地域クラブは、その責任において手配する運転者について、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保有していること、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること。

また、遠征計画書に「運転者」の氏名を明記すること。

イ 貸切バス、レンタカーを利用する場合（共通）

① 引率者（指導者、保護者）が同乗することとし、遠征計画書に同乗者の氏名を明記すること。

② 乗車前に非常口や消火器などを確認する。

③ 運転状況に異常を認めた場合には、すぐに停車するなど対応する。

ウ 自家用自動車を使用する場合

① 指導者・スタッフは、自らの自動車に生徒を同乗させ遠征は行わないこと。

② 保護者が送迎で自分の子ども以外の子どもを乗せることは、事故が発生した場合に責任問題となり、訴訟問題に発展することが危惧される。

については、上記のようなリスクを承知の上で、当該保護者同志間において任意保険の加入状況も含め、協議調整を行う。代表者又は指導者は関与しないこと。

エ 乗車中はシートベルト着用の徹底を図ること。

(2) 運転体制

移動距離、運行時間、運転者の負担等を踏まえ、無理のないものとなるよう配慮すること。

以下に示す基準は、トラック運送や貸切バス等の運転者を対象としたものであり、一般の運転者は長距離運転に不慣れであることを考慮すること。

ア 休憩時間の目安

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省）

○ 連続運転は4時間が限度。4時間運転をした後は、30分以上の休憩をしなければならない。

○ 1回につき10分以上の休憩をするならば、4時間以内または4時間直後に休憩を分割することも可能。

○ 高速道路の長距離運転では、2時間以上運転する場合は10分以上の休憩が必要。

イ 交替運転者の要否

「貸切バス交替運転者の配置基準」（国土交通省）

実車距離（乗車予定地点から降車予定地点までの距離）が原則500km（午前2時から午前4時にかかる夜間運行の場合は原則400km）を超える場合または運転時間が原則9時間を超える場合、交替運転者の配置が必要となる。

8 保護者の同意

代表者は、遠征に係る上記の必要な事項についてあらかじめ保護者の同意を得ておくこと。

9 事故発生時の対応について

遠征で通常の活動場所を離れて活動する際に事故等が発生した際も、生徒の安全確保と生命維持を最優先に対応する。

けが人・事故発生時の対応

『危機管理対策（事故防止）』（改訂版）より

① 2次被害の防止 / 現場の封鎖 / 避難指示

② 直ちに119番

容態確認

・大量出血 ・病気の発作
・意識不明 ・重度のやけど
・呼吸困難・停止 ・感電
・心肺停止 ・麻痺、
・脊椎損傷 ・中毒

・顔色、唇、皮膚の色
・意識 ・嘔吐はないか
・呼吸 ・手足は動かせるか
・出血 ・けいれん
・腫れ・変形

③ AED /救命処置や応急手当
救急隊に引き継ぎ

応急手当（状況により119番）
病院に搬送＋付添い

（病院に搬送＋付添い）

（動かさない場合119番）

④ （場合に応じて110番通報）

⑤ 保護者（家族）に連絡

（病院付添いの場合は、保護者（家族）が到着するまで待機する）

（軽度なケガでも保護者へ連絡する）

⑥ 社会教育課に連絡（速やかに）

（連絡事項は「けが人、事故発生記録票」のとおり。電話＋メール送信）

《 社会教育課の連絡先 》

Tel 0254-27-2121 （ 町民会館休館日0254-27-2352 ）

Mail e-syakai@town.seiro.niigata.jp

⑦ 再発防止策を講じる

10 安全意識の啓発・研修等

ア 地域クラブ活動の運営団体（町教育委員会社会教育課）・実施主体（地域クラブ）の責任者は、移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加に努める。

イ 社会教育課・地域クラブの責任者は、地域クラブの指導者等に移動の安全確保に関する啓発・研修等への参加を奨励する。

ウ 地域クラブは、自家用自動車やレンタカーの運転による生徒の引率が想定される保護者に対して、安全に関する情報提供を行う。

附則

このガイドラインは、令和8年9月8日より施行する。

<参考資料>

「『学校教育等に関する移動の安全確保のための対策』のとりまとめについて（通知）」
令和8年6月：文部科学省、スポーツ庁

「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」
令和8年5月：文部科学省、スポーツ庁

「部活動遠征における安全確保の徹底について（依頼）」
令和8年8月：新潟県教育庁保健体育科

「部活動等における遠征時の安全確保について（通知）」
令和8年5月：新潟県教育庁保健体育科

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
令和7年12月：文部科学省

「部活動の地域展開における地域クラブ活動の創設運営ガイドブック」
令和8年3月：スポーツ庁